

[事案 24-90] 転換契約無効請求

・平成 25 年 2 月 25 日 和解成立

※本事案の申立人は[事案 24-91]の親である。

<事案の概要>

転換の際、募集人より説明を受けていないとして、転換契約の無効と既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

長男を被保険者とする、申立契約 1 を転換した申立契約 2 および申立契約 2 を転換した申立契約 3 について、各転換に際し、募集人より説明を受けていないので、申立契約 1 の復旧と、申立契約 2 及び申立契約 3 の既払保険料を返還してほしい（第 1 請求）。

また、娘を被保険者とする、申立契約 4（新契約）、同契約から申立契約 5 への転換および申立契約 5 の保障見直しがなされたが、上記契約の締結、転換および保障見直しに際し、募集人より説明を受けていないので、申立契約 4 および申立契約 5 の既払保険料を返還してほしい（第 2 請求）。

<保険会社の主張>

下記の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)申立人は契約締結の意思を有していた。または、申立人の妻が申立人からの包括代理権を有していた。
- (2)転換後、契約内容を明記した保険証券や契約内容の概要を記載した書面を申立人宛に送付しているなどの事情から、契約は追認されている。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人とその妻、募集人からの事情聴取の内容にもとづき、審理した結果、下記のとおり、本件は和解により解決するのが相当であると判断し、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 34 条 1 項を適用して、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

1. 前提事実

(1)第 1 請求の関係

- ①申立契約 1 は、契約者を申立人、被保険者を申立人の長男とし、申立人夫婦が相談のうえ、平成元年に締結された。
- ②平成 11 年に申立契約 1 は申立契約 2 へ転換され、平成 15 年に申立契約 2 が申立契約 3 に転換されたが、いずれも、募集人は、申立人には無面接で、転換の説明は申立人の妻に行い、申込書は申立人に無断で妻が代筆し、申立人の銀行印で代印した。

(2)第 2 請求の関係

- ①申立契約 4 は、契約者を申立人、被保険者を申立人の二女として、平成 9 年に締結されたが、募集人は、申立人には無面接で、契約内容の説明は申立人の妻に行い、申込書は申立人に無断で妻が代筆し、申立人の銀行印で代印した。
- ②平成 19 年に申立契約 4 は申立契約 5 に転換されたが、募集人は、申立人には無面接で、

転換の説明は申立人の妻に行い、申込書は申立人に無断で妻が代筆し、申立人の銀行印で代印した。

③その後、平成23年に申立契約5の保障見直しがなされたが、募集人は、申立人には無面接で、保障見直しの説明は申立人の妻に行ったが、保障見直し申込書への署名は、申立人が行った。

2. 第1請求と第2請求の成否

(1) 申立人の主張は、法的には申立人に契約締結の意思がないことを根拠とする無効の主張と解されるが、事情聴取において、申立人の妻はいずれの契約も申立人に相談せずに、自分の判断で行った旨を陳述しており、保険会社において、申立人からの妻の包括代理権を認定できるほどの証明がなされたとは認められない。

しかし、各申込書に使用された印鑑は、申立人の銀行印で、重要な印鑑であったことからすると、申込書への押印が申立人の意思に基づいてなされ、各申込書が申立人の意思にもとづいて作成されたと見る余地もあり、その場合、申立人は契約締結の意思を有していたといえる。

(2) 保険会社が申立人宛に送付していると主張する上記(2)の書面を、申立人が見て、契約内容を了知したとまで認定できる証明がなされたとは認められないので、追認があったと認めることはできない。ただし、保障見直しの申込書は、申立人が署名していることから、第2請求の関係では追認を認める余地はある。

(3) よって、申立人の請求を直ちに認めるのは妥当ではない。

3. 和解の検討

裁定審査会の判断は上記のとおりだが、保険会社側の事情として、募集人が申立人に無面接であったことは明らかであること、申立人側の事情として、各申込書が申立人の意思に基づいて作成された可能性があり、また、第2請求については保障見直しにより追認を認定する余地があること、申立人は多年に亘り保障の利益を享受してきたこと、本件紛争は申立人の妻の行為に起因することを考慮する必要があるが、本件は和解により解決するのが妥当であると判断する。